

### 川崎市特別工業地区条例

条 項	許可の内容	手数料 (1件につき)
川崎市特別工業地区建築条例（以下「条例」という。）第5条第1項ただし書（この規定を第8条又は法第87条第2項若しくは第3項において準用する場合を含む。）	特別工業地区内の建築制限に係る許可	160,000 円
条例第5条第2項ただし書（この規定を第8条又は法第87条第2項若しくは第3項において準用する場合を含む。）	特別工業地区内の建築制限に係る許可	160,000 円